

令和元年度 後期 狂犬病予防集合注射・飼い犬登録日程表

下記日程のとおり、後期狂犬病予防集合注射・飼い犬登録を実施します。山都町に犬を登録されている方で予防注射を受けていない場合は、ハガキが届きますので最寄りの会場で受けてください。
なお、狂犬病予防注射は、動物病院でも受けることができます。

地区	期日	時 間 帯	実施場所
矢部地区	10月9日(水)	9時00分～9時10分	杉木 北浜館
		9時20分～9時30分	やまと文化の森
		9時40分～9時50分	旧白糸第一小学校
		10時00分～10時10分	千寿苑 正面駐車場
		10時20分～10時30分	旧下矢部東部小学校
		10時40分～10時50分	下矢部西部農村環境改善センター
	10月10日(木)	9時00分～9時10分	旧中島西部小学校
		9時25分～9時35分	旧中島南部小学校
		9時50分～10時00分	金内公民館
		10時10分～10時20分	旧JA下名連石支所
		10時35分～10時50分	旧JA名連川支所
		11時00分～11時10分	入佐地区集会所
清和地区	10月23日(水)	9時20分～9時30分	仁田尾集落センター
		9時40分～9時50分	鶴底元公民館
		10時00分～10時10分	井無田へき地出張診療所前
		10時20分～10時35分	郷野原公民館
		10時45分～10時55分	長成公民館
		11時05分～11時15分	高月多目的集会所
		11時30分～11時40分	仮屋公民館
	10月24日(木)	9時30分～9時40分	滝下地区(水の森交流館)
		9時55分～10時05分	尾野尻多目的集会所
		10時20分～10時30分	檜原地区(婦人活動促進施設)
		10時45分～10時55分	旧JA小峰支所跡地
		11時05分～11時20分	清和地区体育館
蘇陽地区	10月16日(水)	9時00分～9時15分	東竹原老人憩いの家
		9時35分～9時50分	二瀬本コミュニティセンター
		10時05分～10時20分	上差尾地区交流館
		10時40分～10時55分	西部地区交流館
		11時05分～11時20分	馬見原公民館
		11時35分～11時50分	蘇陽支所

●料金(1頭につき) 注 射 料 3,070円(うち注射済票交付手数料500円)
登録手数料 3,000円(飼い犬の新規登録の場合)

※飼い犬を会場に連れてくるのが難しい場合は、自宅で予防注射を受けることもできますが、出張料が別途2,000円必要になります。(出張は事前申込みが必要です)

※本年度注射がお済みであったり、飼い犬が死亡しているのにハガキが届いた場合は、下記の問合せ先にご連絡ください。

※当日は、おつりが出ないように料金をご準備ください。



問合せ先 環境水道課 ☎72-4002 清和支所健康福祉係 ☎82-2112 蘇陽支所健康福祉係 ☎83-1112

浄化槽をご利用の皆さまへ

◆浄化槽の法定検査受検についてのお願い

浄化槽をご利用の場合、浄化槽の保守点検・清掃を行うとともに、県知事が指定した検査機関(熊本県浄化槽協会)の法定検査を年1回受けなければいけません。

未受検者の方には、10月以降に定期検査受検のお願いの文書が送付されます。

文書が届きましたら、同封されているハガキに必要事項を記入のうえ、熊本県浄化槽協会まで返信いただき、検査を受けられますようお願いいたします。

◆浄化槽の適正な維持管理のお願い

浄化槽は、微生物の働きによって汚水を処理する装置です。そのため、微生物が活発に活動しやすい環境を保つよう、維持管理を行うことが大切です。

浄化槽の維持管理には、「法定検査」、「保守点検」、「清掃」の3つの義務が浄化槽法で定められています。

浄化槽は維持管理がなされて初めて、本来の処理機能が発揮されますので、適正に管理されますようお願いいたします。

浄化槽の3つの義務

保守点検

微生物が活発に活動できるように機械の調整や汚泥の状況、消毒剤の補給などを定期的に行う点検作業です。

清 掃

浄化槽の内部には、日々汚水が流れ込みます。汚泥等が溜まったままになると浄化槽が適正に機能しなくなり悪臭や水質汚濁の原因となります。

法定検査

浄化槽の保守点検、清掃などの作業が適正に行われ、処理機能が十分に発揮されているか確認するための検査です。

美しい自然環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

問合せ先 環境水道課 環境衛生係 ☎72-4002

事業所ごみの出し方、大丈夫ですか？再確認をお願いします！

事業活動に伴って排出されたごみは事業所ごみとなり、家庭ごみの収集場所には出せません。事業所ごみの排出者には適正に処理する責任がありますので、廃棄物の出し方などのルール(廃棄物処理法)について再度確認をお願いします。

- ① 廃棄物は責任を持って適正に処理！
- ② 廃棄物の再生利用等による減量に努める！
- ③ ①・②を確実にを行い、国や自治体の施策に協力する！

事業者にはどんなものが該当するの？
事務所、農業、商店、飲食店、工場、ホテル、病院、寺社、社会福祉施設、学校など営利・非営利、公営・民営など関係なく該当します。

事業所ごみってどんなものが該当するの？
事業所ごみとは、事業活動に伴うごみのごみで、事業活動で出たごみのほか、従業員が飲み食いした弁当ごみや空き缶など、事業活動に伴って排出されたごみも該当します。

※事業所が家庭との併用住宅の場合、家庭から出たごみについては、家庭ごみの収集場所に出すことができます。

～事業所ごみ(事業系一般廃棄物)の正しい出し方～

- **ごみ処理施設に直接持ち込む** → 小峰クリーンセンターに必ず事前に電話し、時間を調整してから持ち込む

【処理手数料】10キログラムあたり100円(税込み) ※クリーンセンターで計量

【分別方法】ごみ減量と資源物の有効利用のため、決められた分別方法に従って正しい分別処理をお願いします。分別方法でご不明な点は、末尾問合せ先までお尋ねください。

- **町が許可する収集業者に依頼する。**(直接業者に依頼してください。)

・国見総業 ☎72-4133 牧野65-1 ・矢部清掃 ☎080-8380-3724 下馬尾357-1
・佐藤商会 ☎82-2387 仮屋122 ・松下商会 ☎83-0614 馬見原126-2

問合せ先 小峰クリーンセンター ☎82-3297 環境水道課 ☎72-4002